

基本目標 I 人権の尊重と男女共同参画の実現に向けた意識の改革

| 基本方向 1 男女平等の視点に立った教育の推進 | |
|-------------------------|--|
| 施策の方向 | (1) 家庭における男女平等教育の推進 |
| 理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者を含め、家庭内において性別にとらわれない役割分担などについて教育を行うことは重要と考える。家事を男女が行うことは当たり前でやってやろうという気持ちではだめで反省したところである。(M委員) |
| 施策の方向 | (2) 学校における男女平等教育の推進 |
| 理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・年少時に学校教育において男女平等教育を受けることは家庭・地域における教育よりも効果的と考える。(A委員) ・男女共同参画には意識改革が必要であるため、教育の場でしっかりと身につけることが大切と考える。(F委員) ・若く考え方の柔軟なうちに、デートDV防止等の具体的事例を通じて、個人の尊厳や男女平等といった意識を持つことで将来の社会全体への広がりが見込めるので、教育が重要と考える。(G委員) ・学校の出席簿はなぜ男女別なのだろうか、男女混合で良いと思う。(H委員) ・国連の女性差別撤廃委員会においてクロアチアの委員から「日本の民法に、婚姻の最低年齢が男女で違うことや、離婚後の女性に再婚禁止期間があること、夫婦の氏を選択に関して差別的であること」が、今の時代にあることの不思議さについて指摘されている。(I委員) ・幼少期からの意識づけ等、発達段階における教育を幅広く行うことが大切と考える。(P副会長) ・次代を担う若い世代への啓蒙が必要。不当なコントロール「力と支配」の関係はDVやいじめ、パワハラ、セクハラなどを生み出す。人として対等な関係の男女平等を学ぶことは社会にとっても必要と考える。(J委員) ・学校教育は人格形成に大きな役割を担っており、人権尊重や男女平等についての教育はより一層と考えている。(M委員) |
| 施策の方向 | (3) 地域における男女平等教育の推進 |
| 理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な生き方を持った人々が暮らしている地域において裏方の活動をしているのは女性が多く男女平等となっていない。継続して人権意識の啓発を行うことは男女共同参画の推進に大きな力になる。(M委員) |

| 基本方向 2 男女共同参画の啓発 | |
|------------------|--|
| 施策の方向 | (2) 調査研究の充実 |
| 理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に係る調査研究の蓄積が重要で、それらのデータが新たな領域を開拓すると考える。(D会長) |
| 施策の方向 | (3) メディアにおける男女共同参画の推進 |
| 理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・メディアで採り上げられると耳から入ってきて理解しやすく意識せずに考え方などが浸透しやすいのではないかと。(A委員) |

| 基本方向 3 女性の人権を尊重する認識の浸透 | |
|------------------------|--|
| 施策の方向 | (2) 母性の重要性の認識の浸透 |
| 理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを取り巻く環境は厳しいものがある中で、私達が話し合いをして子どもたちを社会人として導くことが大切と強く感じる。(N委員) ・母性は女性のみにも備わっているもので、次世代の生命を育む社会的に重要なものである。母性は女性の強みであり、今後の人口問題や教育問題にも関わってくると感じるため。(L委員) |

| 基本方向 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶 | |
|------------------------|--|
| 施策の方向 | (1) 女性への暴力根絶についての認識の浸透 |
| 理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・DVやレイプ、セクハラとは何かについての基本認識を市民に啓発することは、暴力の防止にとどまらず、被害者の救済に当たって、周囲の理解と手助けに有効と考えられる。(B委員) ・所属する国際ソロプチミストの大きな指針が「女性と女兒の生活の向上」を目標としている。特に暴力による女性への人権侵害は年々増加し、大きな社会問題になりつつある。意識啓発は難しいが是非取り組んで欲しい。(C委員) ・DVなどによる女性の保護や暴力をなくすることは喫緊の問題であると考えため。(D会長) ・女性だけではなく、暴力全般に対する取り組みとして考え「暴力根絶都市」を目指して進むことを期待する。(J委員) ・身体だけでなく言葉の暴力も含めて重大な人権侵害であり、決して許されることではない。女性に対する暴力の根絶を進めて欲しい。(K委員) |

基本目標 II さまざまな分野への男女共同参画の促進

| 基本方向 1 政策・方針決定過程への女性の参画促進 | |
|---------------------------|---|
| 施策の方向 | (1) 審議会等への女性の参画の促進 |
| 理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・従来取り組んできた事の見直しを行う方向でこの項目を取り上げた。審議会への女性の参画数の目標達成ばかりでなく、広く人材を求めより多くの市民の参加を促すため、再検討の必要があると考える。(B委員) |
| 施策の方向 | (2) 方針決定過程における女性の参画の促進 |
| 理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・男社会の中で男が発想してきたものは女性にとって不備な点が多いのかなと思うので、女性の参加によって是正されていくことは良いこと。(A委員) |
| 施策の方向 | (3) 農業経営活動への女性の参画支援 |
| 理由 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業は十勝の基幹産業である一方、経営や方針決定過程等において「男社会」が色濃く残っている世界である。そこで男女共同参画を進めることは社会全体のインパクトが大きい。また、他の業種に比べれば行政の影響力を及ぼしやすい面があるのではないかと。(G委員) ・農産物直売所を開設すると地域の人が新鮮な野菜を買いにくると思うが、経費もかかるので賛同を得られないと実施できない。(K委員) |

| | |
|------------------------|---|
| 基本方向 2 地域社会への男女共同参画の促進 | |
| 施策の方向 | (3) 地域リーダーの養成 |
| 理由 | ・地域社会においては、男女ともに社会づくりに関わって行く時リーダーが必要となるため、男女共同参画を踏まえた地域リーダーの養成が重要。(F委員) |
| 施策の方向 | (4) 国際交流・国際協力の促進 |
| 理由 | ・帯広市は JICA の施設があるなど他の自治体と比してこの領域で大きな成果を出せると考えるため。(D会長) |
| 施策の方向 | (5) 防災分野における男女共同参画の推進 |
| 理由 | ・男女のニーズの違いがあるため、女性の視点を取り入れた防災計画や避難所の運営方法を策定する必要がある。(N委員) ・男女共同参画の視点を取り入れた防災体制と避難所の運営等、日常的な整備が必要と考える。(P副会長) |

基本目標 Ⅲ 男女がともに働きやすい環境づくり

| | |
|------------------------|---|
| 基本方向 1 男女がともに働くための環境整備 | |
| 施策の方向 | (2) 育児支援体制の充実 |
| 理由 | ・学童保育の充実や参観日に出席できる育児時間の確保など、育児体制は、義務教育終了時までを考慮する必要がある。企業が育児支援を行えるよう、帯広市独自の優遇策を市役所全体で検討する必要がある。(B委員) ・女性の労働力が社会から期待され、認知され始めているが、子どもの病気に預かってくれる施設が少なく、民間で病時保育を行っているところは経営も苦しいと聞いている。女性が責任ある仕事を行うためにも、安心して子どもを預けることができる施設の開設又は補助などの充実が大切と考える。(C委員) ・目標の男女がともに働きやすい環境づくりは、労働団体側から見た課題の一つであり、特に労働者にとって育児支援は重要なことと考える。(E委員) ・男女共の就労を考えたとき、育児体制の充実は不可欠である。男女同じように仕事をし、力を発揮し、責任を果たすために支援が必要と考える。(F委員) ・子どもを見てもらう場所がなければ仕事をあきらめなければならない。子どもをみてもらえる所があれば安心して仕事を行える。(O委員) |
| 施策の方向 | (3) 家庭生活への男女共同参画の促進 |
| 理由 | ・男性が家事や育児に協力しないのが現状と思う。ともに仕事と家庭生活を分かち合うためには男性も家事・育児に参画することが必要と考える。(K委員) |

| | |
|----------------------|---|
| 基本方向 2 就労における男女平等の促進 | |
| 施策の方向 | (1) 男女の均等な雇用と待遇の確保 |
| 理由 | ・目標の男女がともに働きやすい環境づくりは、労働団体側から見た課題の一つであり、男女の別ない雇用は特に重要である。(E委員) ・就労時の条件と就労してからの待遇に男女平等ではないことが多いように思う。と、同時に家庭での協力などにも期待したい。(H委員) |

| | |
|----------------|--|
| 基本方向 3 就業機会の促進 | |
| 施策の方向 | (2) 雇用機会の情報収集・提供 |
| 理由 | ・目標の男女がともに働きやすい環境づくりは労働者側からも課題の一つであり、再就業のための情報や相談は必要なため重点事項とした。(E委員) ・出産や育児で離職した後、育児が一段落した後の就職希望者が多く、就業に関する情報や就労のための学習機会などが必要。(R委員) ・男女雇用機会均等法により、女性の強みを活かせる職種においても女性のみの募集ができなくなり、情報の提供が困難になっている。(L委員) |
| 施策の方向 | (3) 女性の再チャレンジ支援 |
| 理由 | ・多くの女性が出産後に子どもを預けることができず、就労をあきらめているように思える。また、これからは介護にかかわることも多くなると思うので、行政の協力を期待したい。(H委員) ・女性が得た技術・経験が子育てのために一旦離職すると、その技術等を活かす機会を喪失してしまう。そのような女性の技術等はこれからの新しい時代(少子高齢化を迎える男女共同参画社会)に必要なため。(L委員) ・女性は結婚や出産で仕事をやめる事が多く、再就労に当たりその間のブランクは大きいので就労にあたり支援が必要。(O委員) |

基本目標 Ⅳ 多様な生き方を実現する環境づくり

| | |
|----------------|---|
| 基本方向 1 母子保健の充実 | |
| 施策の方向 | (1) 保健相談や指導体制の充実 |
| 理由 | ・次の期に活動の伸びを期待し選定した。核家族化となり、母親が出産や子育て中に悩んだりしたときに、人間性豊かで経験豊富な専門員の訪問は必要である。ネット等による情報の広がりがあったとしても、実際に会って相談出切る事は安定した心持ちになるのでは。(C委員) ・核家族化や地域の希薄化などで近所に相談する人も少なくなり、ストレスをためている人が多いので、健康教育、相談体制の充実を求める。(O委員) |
| 施策の方向 | (2) 保健・健康診査の充実 |
| 理由 | ・妊婦や乳幼児健診は重要な事業であるが、乳幼児健診の時間帯は、子どもの昼寝や上の子の送迎時間と重なるので、午前中の検診が望ましい。(R委員) |

| | |
|---------------------|---|
| 基本方向 3 安心できる介護環境の整備 | |
| 施策の方向 | (1) 介護の支援体制の充実 |
| 理由 | ・高齢者が増加している中、介護が受けられない方も多くいると聞いている。早く介護又は施設に入所できるよう選定した。(S委員) ・老人クラブは独居老人宅などを訪問し、声かけを行い安否の確認を行うとともに、話し相手になる友愛活動を行っている。介護の支援体制の充実は重要事項である。(N委員) |

| | |
|----------------|--|
| 基本方向 4 生涯学習の推進 | |
| 施策の方向 | (1) 学習機会や学習情報の提供 |
| 理由 | ・学習の機会や情報交流の場はよりよく生きていくために不可欠であり、様々なニーズに応えつつ、市民等のマンパワーを活用することは市が内側から活性化していくことにつながると考える。(J委員) |